

涌監第49号  
平成30年11月14日

涌谷町長 大橋信夫 殿

涌谷町監査委員 遠藤要之助

同 後藤洋一

平成29年度財政健全化審査意見書の提出について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定を準用し、再審査に付された平成29年度の健全化判断比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

記

1 平成29年度財政健全化審査意見書



# 平成29年度財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

再審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

平成30年11月7日から13日まで

## 3 審査の概要

再審査に付されたこの財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

再審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。再審査において、各比率、早期健全化基準に変更はなかった。

健全化判断比率	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	15.0%
② 連結実質赤字比率	—	—	20.0%
③ 実質公債費比率	11.4%	12.6%	25.0%
④ 将来負担比率	75.5%	66.3%	350.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」と表示している。

### (2) 個別意見

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。